

## 第7 医療従事者（医師を除く）の確保

### 1 歯科医師及び歯科衛生士

#### 【現 状】

- 道内で就業している歯科医師数は、令和2年12月末現在で4,418人、人口10万対では84.6人で全国平均85.2人をやや下回っています。釧路管内で就業している歯科医師数は令和2年末現在で137人と人口10万対では63.0人であり、全道平均を大きく下回っています。
- 歯科衛生士については、道内では、令和5年4月現在、11校の歯科衛生士養成施設（定員合計508人）において養成が行われています。道内で就業している歯科衛生士数は、令和2年末現在で6,530人、人口10万対では125.0人と全国平均113.2人を上回っています。  
釧路管内で就業している歯科衛生士は令和2年末現在で162名（全道の2.5%）であり、人口10万対では71.6人と全道平均（125.0人）の6割に満たない状況です。<sup>\*1</sup>

#### 【課 題】

- むし歯・歯周病の予防や要介護高齢者、障がい者等の歯科医療に対応するかかりつけ歯科医の育成が必要であるとともに、これらに加え保健指導にも対応できる歯科衛生士が必要となっています。  
また、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことについて広く指摘されていることから、医科歯科連携を更に推進するためには、かかりつけ歯科医や病院歯科の果たす役割が重要となっています。

#### 【施策の方向と主な施策】

- 医科歯科連携の重要性の高まりやかかりつけ歯科医の役割拡大に対応できる歯科医師を確保するため、歯科医師会等と連携を図りながら、専門的研修などの取組を推進します。
- むし歯・歯周病の予防を始め、地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士を確保するため、北海道歯科衛生士会などの関係団体と連携を図りながら、資質向上の取組を推進します。

---

\*1 歯科衛生士については、「歯科衛生士従事者届」（令和2年12月末現在）による

## 2 薬剤師

### 【現 状】

- 釧路管内では、令和2年末現在で425人の薬剤師が就業しており、人口10万人当たりでは、190.9人と全道の225.9人を大きく下回り、地域偏在が顕著に表れています。
- 薬剤師の業務は、患者への医薬品情報の提供の義務化や病棟での薬剤管理指導業務の実施、在宅医療における医薬品等の供給や訪問服薬指導業務の実施など、高度化・多様化してきています。

### 【課 題】

- 薬学生の実務実習の地域での受入体制づくりや潜在薬剤師の掘り起こしを推進するなどして、薬剤師の確保に努めるとともに、薬剤師の都市部集中の解消を図る必要があります。
- 医療の高度化や医薬分業の進展、在宅医療の推進に伴い、薬剤師の業務は高度化・多様化しており、これら業務に適切に対応するため、薬剤師の資質の向上が求められています。
- 地域の自治体病院等の薬剤師不足が深刻化しており、地域医療を確保するため、「道全体の薬剤師数の確保」、「勤務先別において特に不足している病院薬剤師の確保」、「薬剤師不足が顕著な地域への対応」、「薬剤師の資質の向上」に向けた取組を効果的に進めていくことが必要です。

### 【施策の方向と主な施策】

- 北海道薬剤師会が主体となって実施する、未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援します。
- また、薬剤師が不足する地域において、その確保が図られるよう、道内薬科大学（薬学部）<sup>\*1</sup>における学生の長期実務実習の地域での受け皿づくりに努めます。
- 患者への適切な医薬品情報の提供、病棟での薬剤管理指導及び在宅医療における医薬品等の供給並びに服薬指導の実施など、高度化・多様化する薬剤師業務に的確に対応できるよう、北海道薬剤師会や薬科大学（薬学部）における生涯教育や専門研修の実施など、薬剤師の資質の向上に向けた取組を促進します。
- 北海道薬剤師会や北海道病院薬剤師会、薬学教育関係者、北海道医師会等の関係団体などと連携しながら、効果的な薬剤師確保策を検討することにより、特に不足している病院薬剤師の確保を図ります。

---

\* 1 薬科大学（薬学部）は、北海道大学薬学部、北海道科学大学薬学部、北海道医療大学薬学部

### 3 看護職員の確保

#### 【現 状】

- 看護職員の状況については13ページに掲載のとおりですが、令和2年12月末現在の釧路管内における看護職員の就業者数は、人口10万人当たりで1,480.5人であり、全道平均の1,562.7人を下回っています。

令和2年12月末現在

区分	人口	保健師		助産師		看護師・准看護師						合計	
		就業数	10万対	就業数	10万対	看護師		准看護師		小計		就業数	10万対
						就業数	10万対	就業数	10万対	就業数	10万対		
釧路	226,613	125	55.2	56	24.7	2,744	1,210.9	611	269.6	3,355	1,480.5	3,536	1,560.4
根室	71,771	59	82.2	25	34.8	445	620.0	170	236.9	615	856.9	699	973.9
全道	5,224,614	3,065	58.7	1,620	31.0	66,733	1,277.3	14,913	285.4	81,646	1,562.7	86,331	1,652.4

- 釧路・根室地域の看護職員の養成定員は、平成25年4月に釧路孝仁会看護専門学校（定員40人）が開校して以降、140名となっています。

（令和6年度の看護師養成校の状況）

釧路市立高等看護学院（看護師） 定員 30名

一般社団法人釧路市医師会看護専門学校（看護師） 定員 40名

独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災看護専門学校（看護師） 定員 30名

社会医療法人孝仁会釧路孝仁会看護専門学校（看護師） 定員 40名

#### 【課 題】

- 少子化の影響により養成数の大幅な増加は難しいため、養成力を維持し、看護志望者の拡大や多様な人材の確保に努め、管内での就業を促進するなど地域偏在の解消に向けた取組が必要です。
- 結婚、出産・育児、介護などのほか、勤務環境を理由とした離職者が一定割合いることなどから、勤務環境の改善とワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、離職した看護職員の「届出制度」\*1が開始されたことから本制度を有効に活用した再就業の促進が必要です。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉のあらゆる場で就業する看護職員の連携の強化が必要です。また、看護技術が高度化・専門化していることや今後、増大する在宅医療の需要に対応できる人材の育成と看護職員の安定的な確保が必要です。
- 各医療機関において、医療従事者の確保に全力で取り組んでいるが、看護師等の医療従事者を確保できないといった理由から、病床の休床を余儀なくされている医療機関が増加しています。

一方、全国的に少子高齢化の影響で、あらゆる分野で働き手不足が進んでいます。行政や医療機関において、看護師などの医療従事者の確保に全力をあげて取り組んでいます。新しく社会に出る学生数が全国で減少しており、医療従事者の確保は、今後、極めて困難になることが予想されます。

\*1 届出制度：免許を持ちながら看護師等の仕事に就いていない者が、氏名や連絡先など北海道ナースセンターに届け出る制度。

## 【施策の方向と主な施策】

### （養成数や教育環境の確保）

- 現在の養成機能を最大限に活用できるよう、看護職員養成所の運営や施設整備等を支援するとともに、小中学生や高校生が看護の魅力ややりがいを知り看護職を志望する動機となるよう「ふれあい看護体験」や「進学相談会」などを実施します。
- 看護学生が安心して学べるよう修学資金を貸付し、道内に従事する看護職員の安定的な確保に努めます。

### （就業定着・離職防止の推進）

- 子育てや介護など生活と仕事の両立に向けて、院内保育所の運営や多様な勤務形態の導入、勤務環境改善を目的とした施設整備などを行う医療機関の取組を支援します。
- 新人看護職員の早期離職を防ぐため、新人看護職員研修を行う医療機関の取組を支援します。

### （未就業看護職員の再就業促進）

- 届出制度を有効に活用し更なる未就業者の掘り起こしに努め、「ナースバンク事業」\*<sup>1</sup>の充実を図ります。また、求職・求人情報の共有や合同面接会など、ハローワークとの密接な連携による就業斡旋体制を強化します。
- 北海道ナースセンターにおいて、ライフサイクルやキャリアに応じ就業斡旋相談を行うとともに、実技演習や病院実習などの復職支援研修により再就業の不安軽減を図ります。

### （人材の育成）

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、管理的立場の看護職のけん引力・指導力強化に向けた研修を行うとともに、医療や介護、福祉、行政など様々な分野で働く看護職の研修等を地域別に行い、看護連携を推進します。
- 特定行為を行う看護師が在宅医療の現場で活躍できるよう、国や関係団体等と連携し研修制度の普及啓発などを行うとともに、地域の実情に応じた研修体制を検討します。
- 看護技術の向上や資格取得に向けた研修は、札幌や本州で開催されることが多く、長期間職場を離れることとなるため、センター病院等からの代替職員の派遣について検討するとともに、地方での研修の開催やe-ラーニングの活用など研修を受けやすい環境づくりについて関係団体に働きかけます。

### （地域での就業促進）

- 道内で看護職員として就業する看護学生に対する修学資金の貸付けや看護職員の不足する地域へ積極的に学生を就業させている養成所への運営支援などにより、中長期的な地域偏在の解消に取り組みます。
- 地域の実情や課題に応じた看護職員の確保対策を展開するため、保健所が中心となり、看護管理者等との連携を推進します。

---

\* 1 ナースバンク事業：厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介所で、就職先を探す看護職と看護職員を雇用したい施設に登録してもらい、職業紹介を行うほか復職支援研修や就業相談など再就業の支援を行う事業で、看護の有資格者が相談に対応する。道が指定した北海道ナースセンターで実施し、本所（札幌）ほか5支所（函館、旭川、帯広、釧路、北見）がある。

#### 4 その他医療従事者等の確保

##### 【現 状】

- 管内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の病院従事者数は、人口1万人対では全国平均を上回っているものの、全道平均を下回っており、管理栄養士・栄養士についても同様となっており、地域偏在が生じています。

##### 【課 題】

- 地域医療構想を推進する上で、地域で不足している医療機能、特に回復期機能の確保のためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職の確保と資質向上が必要です。
- 医療機関における栄養状態の改善、糖尿病重症化予防や地域包括ケアの推進に当たっては、食事療養支援が重要であり、在宅療養支援に従事する管理栄養士・栄養士の確保やその資質向上が必要です。
- 地域における医療提供体制を確保する上で、医師の事務負担の軽減が求められています。

##### 【施策の方向と主な施策】

- 地域において不足する回復期機能（病床）を整備する医療機関における理学療法士等の確保や資質向上を図るための取組に対して支援します。
- 在宅における食事療養支援等、高度化、多様化する業務に対応できるよう北海道栄養士会と協力して、資質の向上を図るための取組を進めます。
- 医師の事務負担を軽減するため、医療機関における医師事務作業補助者の配置を促進します。

##### 【医療従事者数】

（単位：人）

第 二 次 医 療 圏	病 院 従 事 者							
	理 学 療 法 士		作 業 療 法 士		言 語 聴 覚 士		管 理 栄 養 士 ・ 栄 養 士	
		人 口 1 万 対		人 口 1 万 対		人 口 1 万 対		人 口 1 万 対
釧 路	154.3	6.9	93.2	4.2	28.8	1.3	52.9	2.4
根 室	19.0	2.6	12.0	1.7	3.0	0.4	9.0	1.3
全 道 計	4,221.0	8.1	2,715.8	5.2	911.5	1.7	1,190.9	2.3
全 国 計	84,459.3	6.7	47,853.9	3.8	16,799.0	1.3	26,920.3	2.1

\*従事者数：厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」（令和2年）

\*人口：〔全国及び全道人口：令和2年国勢調査、第二次医療圏別人口：北海道保健統計年報〕（令和2年10月1日現在）

## 5 医療従事者の勤務環境改善

### 【現 状】

- 人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師の偏在等を背景として医療機関などにおける医療従事者の確保が困難な状況となっています。
- 平成26年10月の医療法改正により、医療機関については、勤務する医療従事者の勤務環境の改善に取り組むよう努めることとされるとともに、都道府県については、医療機関による勤務環境の改善に向けた取組を促進するため、情報提供・助言等の支援や調査・啓発活動を行うよう努めることとされました。  
また、令和6年4月から病院・診療所等に勤務する医師については、時間外・休日労働の上限規制（960時間）が適用されるとともに、医師の健康を確保するための制度が導入されることになりました。
- 道では、平成27年2月に、医療機関の勤務環境の改善に向けた総合的・専門的な支援を行う拠点として「北海道医療勤務環境改善支援センター」（以下「勤改センター」という。）を設置し、勤務環境に関する現状分析や改善に向けた対応策の検討に関する支援、各種セミナーの開催等の取組を実施しています。

### 【課 題】

- 医師や看護職員を始めとした医療従事者の確保を図るためには、「働きやすい職場づくり」や「働きがいのある職場づくり」に向けて、労働時間の適切な管理、医療従事者の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、幅広い観点から医療機関が主体的に取り組む必要があります。
- 勤改センターを始めとした勤務環境の改善に向けた支援策について、医療機関や医療従事者に十分に認知・活用されていないことから、周知普及の強化等を通じて、支援の実効性を向上させる必要があります。

### 【施策の方向と主な施策】

- 医療機関における主体的な勤務環境改善の取組を促進するため、勤改センターにおいて、総合相談窓口の機能を強化するとともに、個々の医療機関の課題やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組みます。  
また、医療現場における効果的な取組事例の情報共有を促進します。
- 勤改センターと北海道地域医師連携支援センターや北海道ナースセンター等との連携を強化し、勤務環境の改善と医療従事者の確保に向けた効果的な取組を推進します。

#### ＜北海道医療勤務環境改善支援センター＞

開所時間：月～金曜日 9：00～16：00

T E L : 0 1 1 - 2 0 0 - 4 0 0 5    F A X : 0 1 1 - 2 2 2 - 4 1 0 5

住 所：札幌市中央区北4条西6丁目1-1 毎日札幌会館3F（一社）北海道総合研究調査会内

U R L : <http://www.iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp>